



## 返金例

### 例1:緊急事態宣言が5月6日に解除された場合

- ① 対象期間中の保育利用がない方
  - ⇒保育:保護者負担分÷25days×17daysの返金
  - ⇒給食:4月15日までの返金
  - ⇒給食:4月16日～5月6日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ② 対象期間中の保育利用が10日以下の方
  - ⇒保育:保護者負担分÷25days×17days÷2の返金
  - ⇒給食:4月15日までの返金
  - ⇒給食:4月16日～5月6日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ③ 対象期間中の保育利用が11日以上の方
  - ⇒給食:4月15日までの返金
  - ⇒給食:4月16日～5月6日までの返金 ※3歳児以上のみ

### 例2:緊急事態宣言が5月12日に解除された場合

- ① 対象期間中の保育利用がない方
  - ⇒例1+
  - ⇒保育:5月7日から5月11日まで(保護者負担分÷25days×4days)
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ② 対象期間中の保育利用日数が半数未満の方(2日未満利用の場合)
  - ⇒例1+
  - ⇒保育:5月7日から5月11日まで(保護者負担分÷25days×4days÷2)
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ③ 対象期間中の保育利用日数が半数以上の方(2日以上利用の場合)
  - ⇒例1+
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ

### 例3:緊急事態宣言が6月1日に解除された場合

- ① 対象期間中の保育利用がない方(21日間利用がない場合)
  - ⇒例1+
  - ⇒保育:5月7日から5月30日まで(保護者負担分÷25days×21days)
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ② 対象期間中の保育利用日数が半数未満の方(10日利用の場合)
  - ⇒例1+
  - ⇒保育:5月7日から5月30日まで(保護者負担分÷25days×21days÷2)
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ
- ③ 対象期間中の保育利用日数が半数以上の方(11日以上利用の場合)
  - ⇒例1+
  - ⇒給食:5月7日から5月16日までの返金 ※3歳児以上のみ

※5月18日以降の給食費については未定